

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大川広域行政組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.7%
全職員	69.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	65.2%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	76.0%
21～25年	—
16～20年	89.1%
11～15年	92.2%
6～10年	104.1%
1～5年	100.3%

【説明欄】

・会計年度任用職員については、常勤職員の勤務時間を基礎とした職員数に換算しています。
・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」は女性職員がいないため、「—」と表示しています。
・勤続年数別の「36年以上」及び「31～35年」は女性職員が1名であるため、非公表としています。
・勤続年数別の「21～25年」は女性職員がいないため、「—」と表示しています。
・役職段階別の「本庁課長補佐相当職」では、女性職員に占める定年延長による給料月額7割措置対象者の比率が高いため、男女間の給与差異が大きくなっています。勤続年数別の「26～30年」の区分も同様の理由によります。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。